

原爆症認定制度の見直しに関する決議

広島・長崎に原子爆弾が投下されて今年で62年が経過したが、原爆被爆者は高齢化が進み、その多くの方々は、放射能や被爆体験により、今も健康障害に苦しんでいる。

被爆者の援護については、これまで被爆者援護法に基づき、国において様々な対策が講じられているものの、今なお、多くの課題が残されている。

特に、原爆症の認定については、認定者が全国でわずか2,242名(0.9%)であり、現在、認定基準の見直しを求めて多くの訴訟が提起され、国の敗訴が続いている。

このような中、先般、安倍前総理は広島及び長崎の平和祈念式典に出席した際、認定のあり方について見直しを行うことを表明されたところであり、これを受けて既に検討会が発足し協議が始められている。また、与党においても、プロジェクトチームが設置され、認定基準の見直しに向けた検討が進められているところである。

そこで、九州地方知事会としては、被爆者の高齢化が進み、放射能による健康不安がさらに増しているなど、一刻の猶予も許されない状況に鑑み、原爆症認定制度の改善を強く求めるものである。

平成19年10月

九州地方知事会